（離島等供給に係る約款において定めるべき事項）

第三十条　法第二十一条第一項の離島等供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～十四　［略］

（離島等供給に係る約款の届出）

第三十一条　第二十一条第一項の規定による離島等供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島等供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

2　法第二十一条第一項の規定による離島等供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島等供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島等供給約款

三　［略］

（離島等供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第三十二条　法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島等供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由を記載した書類

二　［略］

（離島等供給約款の公表）

第三十三条　法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島等供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島等を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（離島供給に係る約款において定めるべき事項）

第三十条　法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～十四　［略］

（離島供給に係る約款の届出）

第三十一条　法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

2　法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島供給約款

三　［略］

（離島供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第三十二条　法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類

二　［略］

（離島供給約款の公表）

第三十三条　法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（一般送配電事業者の兼業制限の例外）

第三十三条の二　法第二十二条の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十六の二の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。第四十五条の二の十二第一項において同じ。）、発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第三十三条の三　法第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四条の三及び第四十五条の二の十三において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三条の四　法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般送配電事業者において、兼職（法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む

（一般送配電事業者の兼業制限の例外）

第三十三条の二　法第二十二条の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十六の二の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第三十三条の三　法第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四条の三において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三条の四　法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般送配電事業者において、兼職（法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む